

平成19年3月23日付け付議第1号事件



証 拠 説 明 書

平成19年5月15日

電波監理審議会主任審理官 殿

総務大臣代理人

熊谷明彦

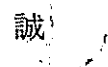


指定職員

河内正



杉浦誠



藤野克



鈴木達也



大泉雅昭



なお、略語等は、特に記載のある場合を除き、準備書面等の例による。

書証 番号	書証の標目等 (作成者)		作成年月日	立証趣旨
乙1	山口県アマチュア無線ネットワーク協議会ホームページ (山口県アマチュア無線ネットワーク協議会)	写し	H18.8.27	「2006 山口県総合防災訓練 in 宇部」において、144MHz 帯の電波を使用して通信訓練を行った事実。
乙2	Wikipedia「電力線搬送通信」	写し	H19.5.9	当該項目に、「偏った観点によって記事が構成された可能性があります」旨の注記がなされている事実。
乙3	官報（平成18年10月4日付け号外第227号） (国立印刷局)	写し	H18.10.4	電波法施行規則の一部を改正する省令の内容等
乙4	情報通信審議会答申 (情報通信審議会)	写し	H18.6.29	情報通信審議会が高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法について答申した内容等

乙5	高速電力線搬送通信に関する研究会報告書 (総務大臣)	写し	H17.12	高速電力線搬送通信と無線利用との共存の可能性及び共存条件等について検討した結果の内容等
乙6	報道資料 (総務省)	写し	H18.7.12	電波法施行規則の一部を改正する省令案等について意見公募した内容
乙7	報道資料 (総務省)	写し	H18.9.13	電波法施行規則の一部を改正する省令案等について意見公募を行った結果
乙8	e-Japan 重点計画 (IT 戦略本部)	写し	H13.3.29	当該決定に、「電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大」が記載されている事実及びその内容
乙9	e-Japan 戦略Ⅱ (IT 戦略本部)	写し	H15.7.2	当該決定に、「家庭内の電力線の高速通信の活用」等が記載されている事実及びその内容
乙10	e-Japan 重点計画-2003 (IT 戦略本部)	写し	H15.8.8	当該決定に、「家庭内の電力線の高速通信への活用」が記載されている事

				実及びその内容
乙 11	e-Japan 重点計画-2004 (IT 戦略本部)	写し	H16.6.15	当該決定に、「家庭内の電力線の高速通信への活用」等が記載されている事実及びその内容
乙 12	IT 政策パッケージ-2005 (IT 戦略本部)	写し	H17.2.24	当該決定に、「家庭内の電力線の高速通信への活用」が記載されている事実及びその内容
乙 13	IT 新改革戦略 (IT 戦略本部)	写し	H18.1.19	当該決定に、PLC のような新たな～システム等の実現を図る」旨が記載されている事実
乙 14	重点計画-2006 (IT 戦略本部)	写し	H18.7.26	当該決定に、「家庭内の電力線の高速通信への活用」が記載されている事実及びその内容
乙 15	2002 年度日本経団連規制 改革要望 (社団法人日本経済団体連 合会)	写し	H14.10.15	当該要望に、「電力線搬送通信設備の高度化のための環境整備」が記載されている事実及びその内

				容
乙 16	2004 年度日本経団連規制 改革要望 (社団法人日本経済団体連 合会)	写し	H16.11.16	当該要望に、「2MHz ～ 30MHz の短波帯を利用 する高速電力線搬送通信 の商用化に向けた、関係 法令の早期改正」が記載 されている事実及びその 内容
乙 17	2005 年度日本経団連規制 改革要望 (社団法人日本経済団体連 合会)	写し	H17.6.21	当該要望に、「高速電力 線搬送通信の早期実用 化」が掲載されている事 実及びその内容